

沿岸広域振興局長告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月9日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350200069	児童発達支援センター かぐや	宮古市崎楯ヶ崎第4地割 1番地42	社会福祉法人若竹会	令和6年4月1日

2 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350200069	児童発達支援センター かぐや	宮古市崎楯ヶ崎第4地割 1番地42	社会福祉法人若竹会	令和6年4月1日